

1 年単位の変形労働制に関する労使協定

(会社：) (代表：) と (労働者代表：) は、
1 年単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 (勤務時間) 所定労働時間は、1 年単位の変形労働時間制によるものとし、1 年間を平均し、1 週 40 時間以内とする。

第 2 条 (適用対象者) 本協定は、全従業員に適用する。

第 3 条 (労働時間及び休憩時間) 始業、終業時刻は、次のとおりとする。
始業時刻 午前 時 分 終業時刻 午後 時 分
休憩時刻 午後 時より 分 午後 時より 分

第 4 条 (休日) 従業員の過半数の代表者の同意を得て、各月の初日の 30 日前までに勤務割表を作成して特定する。勤務割表は作成し次第、従業員に配布する。

第 5 条 (時間外労働) 会社は業務の都合上やむを得ない事情がある場合には、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働を命ずることがある。
2 前項による労働については、賃金規定に基づき時間外割増賃金を支払う。

第 6 条 (振替休日) 会社は、やむを得ない臨時の必要が生じた場合、あらかじめ振り替える日を特定して、休日を他の日と振り替えることがある。

第 7 条 (適用が 1 年未満の者の取扱い) 変形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その者の実際に労働した期間を平均して 1 週当たり 40 時間を超えた労働時間分について、労働基準法第 32 条の 4 の 2 の規定に基づく割増賃金を支払う。

第 8 条 (特別の配慮を要する従業員の取扱い) 妊産婦又は産後 1 年以内の女性従業員が希望した場合は、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させることはない。
2 次の者については、本人の申し出により、業務の都合等諸事情を考慮したうえ、特別の配慮をする。
1 育児を行う者
2 介護を行う者
3 職業訓練又は教育を受ける者
4 その他特別の配慮を要する者

第 9 条 (有効期間) 本協定の有効期間は、令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

会社： _____ 従業員代表： _____ (印)
会社： _____ 代表取締役： _____ (印)